

## 処遇改善についての情報開示

### 福祉・介護職員処遇改善加算・特定処遇改善加算等の取得状況について

当法人では福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅰ）を算定、令和元年度10月より福祉・介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）を算定し、両方を取得しています。また、令和4年10月より新設の介護職員等ベースアップ等支援加算も取得します。

なお、賃金以外の処遇改善についての取り組み状況は下記のとおりです。

#### ○福祉・介護職員処遇改善加算Ⅰ

##### 「キャリアパス要件」

- ・福祉・介護職員の任用における職位、職責又は職務内容等の要件を定めています。
- ・職位、職責又は職務内容等に応じた賃金体系を定めています。
- ・就業規則等の明確な根拠規定を書面で整備し、全ての職員に周知しています。

##### 「福祉・介護職員と意見交換を踏まえた資質向上」

- ・職員へのヒアリングを行うと共に専門分野からの研修を行っています。
- ・資質向上のための計画に沿って、研修機会の提供又は、技術指導等を実施するとともに福祉・介護職員の能力評価を行っています。
- ・資格取得のための支援 資格手当を支給し職務に必要な資格取得に対しての費用を負担しています。

##### 「昇給の仕組み」

- ・経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は、一定の基準に基づき定期的に昇給を判定する仕組みを設けています。

##### 「職場環境要件」

- ・ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の福祉・介護職員の気づきを踏まえた勤務環境や支援内容の改善

##### 「その他」

- ・非正規職員から正規職員への転換

#### ○福祉・介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ

制度に基づき以下の3群に対象職員を分類しています。

A群 : 介護・社会福祉士等の資格を持ち、かつ勤続(通算)10年以上の職員

B群 : 介護・社会福祉士等の資格を持ち、必要となる専門的な技能によりサービスの質の向上に寄与している職員

C群 その他の職種 (A群、B群の資格がない生活支援員、又はその他職員であり、かつ2年以上の勤続年数のある職員で勤務成績及び勤務態度が優秀な人材)

#### ○介護職員等ベースアップ等支援加算

令和4年2月から開始した「福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金」に代わり、10月から「介護職員等ベースアップ等支援加算」についても、制度の趣旨を踏まえ申請し給付を受ける予定です。